

令和6年4月1日から

公民館が コミュニティセンターに 変わります！

魚津市では13地区の地域振興会が中心となり、自治会等や各種団体との連携のもと、地域ごとの特色あるまちづくりを推進しています。

令和6年4月1日からはコミュニティセンターを地域の活動拠点として、これまでの生涯学習事業（公民館事業）に加え、より自由度の高い地域づくり活動や地域資源等を活用した収益事業なども可能となります。市民の皆さまの施設利用の幅も広がります！

POINT 1 | こんなふうに変わります

	これまでは…「公民館」	これからは…「コミュニティセンター」
施設名称	〇〇公民館	〇〇コミュニティセンター ※1
設置主体	教育委員会	市長部局
設置根拠	魚津市公民館条例	魚津市コミュニティセンター条例 ※2
施設性質	社会教育施設	コミュニティ活動施設
活動内容	(社会教育法に基づく) 生涯学習	生涯学習 + 地域づくり活動、地域交流
運営形態	市直営	指定管理者制度、市直営 (一部業務委託含む)

CHECK



施設一覧・詳細はこちらから

※1 〇〇には市内13地区の名称が入ります。なお、本江地区は「本江地域交流センター（愛称 クローバー）」、西布施地区は「西布施地域活性化センター（愛称 西布施交流館）」となります。加積公民館と農村環境改善センターは「加積コミュニティセンター」となります。

※2 施設整備の財源の関係により、本江及び西布施地区の施設は別条例があります。

POINT 2 | コミュニティセンターに変わるとどうなるの？

どんな施設を
目指して
いるの？

地域コミュニティ活動の拠点として、次のような施設を目指しています！

- ① 住民の多様なニーズに応えられる施設
- ② 地区内外の交流の場として幅広い用途に利用できる施設
- ③ 引き続き、生涯学習事業が推進できる施設

利用方法は
変わるの？

- ・ 利用（予約）方法はこれまでの公民館と変わりません！魚津市公共施設予約システムのほか、施設窓口や電話から申請できます。
- ・ 地域団体での利用など、これまでと同様に減免対象となる場合もあります。ただし、営利目的や販売目的の利用は減免対象とはならず使用料が必要です。

CHECK



公共施設予約システムはこちら

どんな利用が
できるように
なるの？

例えば、地域の特性や独自性を尊重した
以下のような幅広い活動が可能になります！

地域づくりに係る
地場産物の販売・提供



フリーマーケットや
手作り小物などの物販



コミュニティ
カフェの開設



事業者と連携した買物
支援の場として提供



子育てサロンの開催



地域貢献に関する
講演や有料講座



月謝を伴う
習い事



地域主体による通所型
サービスB※3の実施



※3 地域の拠点施設を利用して概ね65歳以上の方を対象とした気軽に立ち寄れる場を設け、体操・運動等の活動等を行うサービス。

問合せ先

魚津市役所総務部
地域協働課協働推進係

☎ 0765-23-1017

✉ chiiki-kyodo@city.uozu.lg.jp